

長 建 協 発 第 28 号
平成 25 年 4 月 16 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

平成 25 年度公共工事設計労務単価に基づく契約変更の取り扱いについて

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、平成 25 年 4 月 1 日以降に契約を行う工事のうち、平成 24 年度公共工事設計労務単価（旧労務単価）を適用して予定価格を積算した契約について、受注者の請求によって、平成 25 年度設計労務単価（新労務単価）に基づく請負代金額に変更できるよう、直轄工事については別添 1 のとおり通知するとともに、地方公共団体に対しても適切な取り扱いについて別添 2 のとおり要請しましたのでお知らせ申し上げます。

なお、請負代金額が変更された場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」の趣旨に則り、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう、同省土地・建設産業局長より要請がまいっておりますので、ご配慮下さるようお願い申し上げます。